

ひとり親家庭等支援について

〔児童扶養手当〕

18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害のある方は20歳未満）がいる、母子（父子）家庭の母（父）・養育者に支給される手当です。

★平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます。

◆対象 次のいずれかの状態にある児童を扶養している母又は父、養育者に支給

されます。

- ① 父母が離婚した児童
 - ② 父又は母が死亡、生死不明である児童
 - ③ 父又は母が重度の障害を有する児童
 - ④ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
 - ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- （父又は母から遺棄とは、父又は母が児童と同居しないで扶養・監護を全く放棄している状態）
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童

◆支給制限 支給要件に該当しても、次の場合等は、手当は支給されません。

- ① 請求者及び同居の家族の方の前年所得が一定額以上あるとき。
- ② 請求者及び児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受け取ることができるとき。
- ③ 児童が父又は母に支給される公的年金の額の加算対象となっていないとき。

〔ひとり親家庭等医療費助成事業〕

母子（父子）家庭の母（父）及び児童等が、健康保険により病院などの医療機関で、診察を受けた場合、医療費の一部負担金から、対象者一人につき1月500円を控除した額を助成します。
☆一部負担金を支払った日（領収日）から1年を過ぎる

と請求できません。

◆対象 母子（父子）家庭の母（父）とその養育する児童、父母のない児童で所得が一定の基準を超えない世帯。

※児童：18歳の誕生日の属する年度の末日までの間にある者。

※母子（父子）家庭の母（父）：
：20歳未満の児童を養育している者

★ひとり暮らしの寡婦については、平成21年10月から受給資格の新規申請受付はできなくなりました。



児童扶養手当の現況届・ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書の提出について

現在、児童扶養手当の対象者は「現況届」、ひとり親家庭等医療費受給資格者は「資格更新申請書」の提出が必要です。

この届は、平成22年8月1日現在の児童の養育状況や平成21年分の所得の状況を確認して手当額や受給資格の決定を行うための大切な届です。

※対象者には個別に通知しますので必要書類を確認の上必ず期間内の提出をお願いします。

◇受付期間 8月27日（金）まで 8時30分～17時

8月23日（月）・24日（火）は、小城庁舎で20時まで受け付けを行います。

◇受付場所 小城庁舎 2階 こども課

※三日月庁舎・牛津庁舎・芦刈庁舎でも期間を決めて受け付けします。（詳細は通知をご覧ください）

※提出がない場合、児童扶養手当は差し止めになり、医療費助成は9月診療分以降の助成ができなくなります。

【問合せ】 こども課 子育て支援係（小城庁舎） 担当 福地・池田 ☎73-8821